

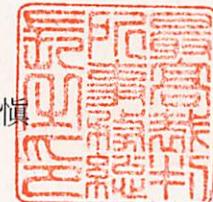
最高裁秘書第462号

令和4年2月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月31日付け（2月2日受付、第030931号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「不正指令電磁的記録保管被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「離婚等請求本訴、同反訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

不正指令電磁的記録保管被告事件について

事案の概要及び主な争点

- ◇ 本件は、ウェブサイトを運営する被告人が、同サイト閲覧者のパソコンを用いてマイニング（仮想通貨の取引履歴の承認作業等の演算を行い報酬を得ること）を行わせるプログラム（コインハイブ）の呼び出しコード（本件プログラムコード）を、同サイトを構成するファイル内に保管した行為について、不正指令電磁的記録保管罪に問われた事案である。
- ◇ 主な争点は、本件プログラムコードが、刑法168条の2第1項にいう「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録（不正指令電磁的記録）」に当たるか否かである。
※ 「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき」という要件を「反意図性」といい、「不正な」という要件を「不正性」という。

1 審判決及び原判決

- ◇ 1審判決（横浜地裁）は、「本件プログラムコードは、反意図性が認められるが、不正性は認められないから、不正指令電磁的記録に当たらない」として、無罪を言い渡した。これに対し、検察官が控訴した。
- ◇ 原判決（東京高裁）は、「本件プログラムコードは、反意図性及び不正性が認められ、不正指令電磁的記録に当たる」として、1審判決を破棄し、被告人を罰金10万円に処した。これに対し、被告人が上告した。

〔参考〕刑法（抜粋）

168条の2 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

168条の3 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

離婚等請求本訴、同反訴事件について

事案の概要

本件は、①本訴として、上告人が、被上告人に対し、離婚等を求め、②反訴として、被上告人が、上告人に対し、離婚等を求めるとともに、不法行為に基づき、離婚に伴う慰謝料及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、被上告人の離婚請求を認容し、被上告人の慰謝料請求を120万円の限度で認容すべきものとした上で、上告人と被上告人との婚姻関係が破綻した時は、平成29年法律第44号の施行日である令和2年4月1日より前であると認められるから、上記慰謝料請求に係る遅延損害金の利率は、改正前の民法所定の年5分と解するのが相当であると判断し、上記120万円に対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払請求を認容すべきものとした。
- ◇ 当審における争点は、上記慰謝料請求に係る遅延損害金の起算日が、婚姻関係の破綻時か、又は離婚成立時かである。

(参考)

平成29年法律第44号附則17条3項

施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第419条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正前民法（旧法）404条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

改正後民法（新法）419条1項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率（※）によって定める。（以下略）

※改正後民法（新法）404条2項により年3パーセントとなる。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人会社Aの株主であった上告人が、被上告人会社Aの違法な新株発行等により自己の保有株式の価値が低下して損害を被ったとして、被上告人会社A及びその代表取締役である被上告人Bに対し、不法行為等に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件の新株発行が不法行為に当たるとして、上告人の被上告人らに対する請求を、約4億円及びこれに対する遅延損害金の限度で一部認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、民法405条（法定重利の規定）の適用又は類推適用により、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金を元本に組み入れができるか否かである。この組入れを否定した原審の判断について、上告人は、大審院判例（昭和17年2月4日判決）に反し、法令解釈を誤ったものであると主張している。

〔参考1〕民法405条（利息の元本への組入れ）

利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

〔参考2〕大審院昭和17年2月4日判決

貸金債務の履行遅滞があった事案で、民法405条にいう「利息」の中には「遅延利息」も含まれる旨判示した。

※ 貸金債務の約定利息の場合、上記大審院判例の事案のような貸金債務の遅延利息（遅延損害金）の場合、本件のような不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の場合における各元本への組入れに関し、別紙の図解を参照。

(別紙)

I 貸金債務の約定利息の場合【民法405条の典型例】

《例》 貸金元金100万円に対する年利1割の利息を1年分延滞



II 貸金債務の遅延利息(遅延損害金)の場合【大審院昭和17年2月4日判決】

《例》 貸金元金100万円の弁済期経過後の損害金(年1割)を1年分延滞



III 不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の場合【本件】

《例》 不法行為に基づく損害賠償金4億円の履行遅滞による損害金(年5%)を1年分延滞

